われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

いさお新聞

発行所　〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟
電話代表　086-271-7175
ＦＡＸ　086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者　岸本清美
編集責任者　豊島始男
印刷所　西尾総合印刷株式会社
定価（郵税共）年額1,200円
ホームページ http ://izoku-okayama.jp/

特別弔慰金(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)の請求手続きがお住まいの市区町村役場で始まります

平成二十七年度政府予算に対する遺族処遇改善の最重点要望事項であった「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の一部を改正する法律案は、三月二十四日の衆議院本会議で全会一致で可決し、三月三十一日の夕刻、参議院本会議に緊急上程され全会一致で可決した。この法改正により特別弔慰金は年五万円に増額され、五年毎に二回、国債が交付されることになった。

この特別弔慰金は、先の大戦において国に殉じた軍人・軍属等に思いをいたし、国として改めてご遺族へ弔意の意を表すため、戦後何十周年という節目に法律を改正し支給されてきました。その支給要件は、公務扶助料・遺族年金等の受給者がいない遺族とされており、ご英霊が国に尊い命を捧げた最後の証となるのがこの特別弔慰金です。

遺族会では、平成二十七年が戦後七十周年の節目にあたることから、遺族処遇改善運動の最重点課題として、国に継続・増額を要望していましたが、今回の改正により、年四万円が年五万円に増額され、五年毎に二十五万円国債を二回支給することが決まりました。

各市区町村では、特別弔慰金が継続・増額されたことを受けて第十回特別弔慰金の請求受付を開始しますが、受給対象者は支給順位等の関係から不特定であり、居住地も県内外にわたることから、各市区町村から直接ご遺族個人への案内は行いませんので、請求漏れの無いよう注意下さい。

請求受付が始まった第十回特別弔慰金の概要は次のとおり。

▼第10回特別弔慰金の趣旨

戦後七十周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となられた戦没者等に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

▼支給対象者

平成二十七年四月一日(基準日と言います)において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合、戦没者等の死亡当時のご遺族の内、先順位のご遺族お一人に支給します。(別掲の支給順位表参照)

▼支給内容

今回の法改正では、ご遺族に一層の弔意の意を表するため、年五万円に増額すると共に、五年ごとに国債を交付します。

※今回の第十回特別弔慰金は平成二十七年四月一日を基準日とする額面二十五万円・五年償還の国債です。次回(五年後)の特別弔慰金は平成三十二年四月一日を基準日とする額面二十五万円・五年償還の国債です。

▼請求期間

平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日迄です。それまでに請求しないと受給できなくなりますのでご注意下さい。(前回、受給権があっても手続きを行わなかったため、現在、受給していないご遺族も請求できます)

▼請求受付窓口

現在お住まいの市区町村役場及び各支所・地域センター・振興局等の福祉担当課が受付窓口になっています。請求に際しては請求書(受付窓口にあります)や戸籍などの書類、印鑑が必要です。(事前に電話等で確認して下さい)

詳しいことについては、各市区町村の受付窓口、又は岡山県保健福祉課援護班(電話〇八六―二二六―七三二〇)までお問い合わせ下さい。

特別弔慰金の支給順位

順位	対象者		支給要件
1	弔慰金の受給権者		主に戦没者等の配偶者（遺族内で再婚した妻など）
2	転給遺族	子	―
3		父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 ⑴戦没者等死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること。 ⑵基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと。 ⑶基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと、又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと。
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		父母	３～６順位に必要な要件を満たしていない方。
8		孫	
9		祖父母	
10		兄弟姉妹	
11		上記以外の三親等内親族	戦没者等死亡当時まで引き続き１年以上死亡者との生計関係を有していた方で、死亡者の葬祭を行った方。
12		上記以外の三親等内親族	戦没者等死亡当時まで引き続き１年以上死亡者との生計関係を有していた方で、死亡者の葬祭を行わなかった方。

注１）支給対象遺族は戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件です。
なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

注２）請求手続きの案内については、市区町村が発行する広報紙等に掲載され、市区町村から直接、関係ご遺族個人へ連絡することはありませんので、請求漏れのないようご注意下さい。

平成27年度

遺児による慰霊友好親善事業
参加者募集のご案内

日本遺族会では、戦没者遺児に対する慰藉の一環として、政府の委託及び補助を受けて実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業（遺児の巡拝）」の平成二十七年度事業計画概要を固め、遺児の参加者を募集しています。

「一度は亡き父の戦没地を訪れ慰霊追悼をしたい」との戦没者遺児の願いを受け、平成三年から実施している遺児の巡拝事業には、これまでに全国の遺児約一万三千人が参加しています。

本年度事業の概略については既に本紙一一九八号（三月号）でお知らせしていますが、平成二十七年度は終戦七十周年記念事業として洋上慰霊を計画、南西諸島、台湾・バシー海峡、フィリピン東方沖、パラオ諸島沖、マリアナ諸島などを巡る予定です。

終戦七十周年のこの機会に、父らの戦没地を訪問され慰霊の誠を捧げられますようご案内いたします。募集要項は次のとおりです。

▼地域及び時期等

別掲の計画概要参照。

▼参加費　10万円
但し、集合場所までの移動にかかる国内交通費及び帰国時の宿泊費、渡航手続手数料等は別途個人負担。

▼お申し込み先
岡山県遺族連盟まで（お住まいの各都道府県遺族会）

▼その他
①東京都内等に集合し、結団式及び渡航にかかる説明会を行います。
②参加する地域における班の決定は日本遺族会が行います。
③洋上慰霊は、平成22年度に参加された方は今回は応募できません。
④実施地域や実施時期等は、相手国及び交通機関等の事情により変更・延期、又は中止となる場合がありますので予めご了承願います。

平成27年度【戦没者遺児による慰霊友好親善事業】実施計画概要

	実施地域	実施時期 / 主な訪問予定地	募集人員	申込締切
1	旧満州	平成27年８月３日(月)～８月12日(水)　９泊10日	30人	平成27年６月22日
		A班＝ハイラル、チチハル、北安、ハルピン、瀋陽 B班＝大連、牡丹江、延吉（北朝鮮遥拝）、吉林、長春、瀋陽		
2	旧ソ連	平成27年８月24日(月)～９月１日(火)　８泊９日	29人	平成27年７月13日
		A班＝ハバロフスク、コムソモリスク、ビロビジャン、イズベストコーワヤ B班＝イルクーツク、チタ		
3	西部ニューギニア	平成27年９月９日(水)～９月18日(金)　９泊10日	35人	平成27年７月28日
		A班＝ジャヤプラ（旧ホーランジャヤ）、ゲニム、ビアク島 B班＝ソロン、マノクワリ		
4	ボルネオ・マレー半島	平成27年９月16日(水)～９月25日(金)　９泊10日	30人	平成27年８月４日
		A班＝コタキナバル、ケニンゴウ、ミリ、ブルネイ、ラブアン、マレー半島 B班＝シンガポール、バリクパパン、タラカン、タワウ		
5	マリアナ諸島	平成27年９月24日(木)～９月30日(水)　６泊７日	20人	平成27年８月12日
		グアム島、サイパン島		
6	東部ニューギニア	平成27年10月３日(土)～10月10日(土)　７泊８日	60人	平成27年８月26日
		A班＝マダン、ウエワク、ボイキン、ブーツ B班＝ポポンデッタ、ブナ、ギルワ、ラエ、サラモア C班＝ブカ島、ニューブリテン島（ラバウル）		
7	中国	平成27年10月８日(木)～10月16日(金)　８泊９日	45人	平成27年８月28日
		A班＝北京、鄭州、太原　B班＝上海、南京、武漢　C班＝広州、桂林、長沙		
8	トラック・パラオ諸島	平成27年10月31日(土)～11月７日(土)　７泊８日	30人	平成27年９月18日
		A班＝春島、夏島、秋島、水曜島及び環礁内洋上慰霊 B班＝パラオ本島、ペリリュー島及び環礁内洋上慰霊		
9	ソロモン諸島	平成27年11月７日(土)～11月14日(土)　７泊８日	20人	平成27年９月25日
		ガダルカナル島、ツラギ島		
10	ミャンマー	平成27年11月13日(金)～11月22日(日)　９泊10日	45人	平成27年10月１日
		A班＝ヤンゴン、ペグー、トングー、モールメン B班＝ミートキーナ、マンダレー、メークテーラ、パガン C班＝ヤンゴン、マンダレー、カレミョー、サラワジ		
11	フィリピン	平成27年11月25日(水)～12月２日(水)　７泊８日	120人	平成27年10月13日
		A班＝マニラ及び東方山地　B班＝コレヒドール、バターン、クラーク、マニラ南方 C班＝ルソン島北部（バギオ、クラーク）　D班＝ルソン島北部（バレテ峠、ソラノ、キャンガン、オリオン峠）　E班＝ネグロス島（バコロド）、ミンダナオ島（ダバオ、タモガン）　F班＝セブ島、レイテ島（ブラウエン、リモン峠、カンギポット山付近、オルモック）		
12	洋上慰霊	平成28年２月下旬～３月上旬　９泊10日	400人	平成27年12月５日
		南西諸島、台湾・バシー海峡、フィリピン東方沖、パラオ諸島沖、マリアナ諸島沖の各海域		

◎上記12地域の他に特定地域として下記の１地域を行う予定です。

1	マーシャル・ギルバート諸島	平成27年12月５日(土)～12月13日(日)　８泊９日	36人	平成27年８月22日
		クエゼリン、マジェロ、ウオッゼ、マロエラップ、ヤルート、ミレ（機上遥拝）、マキン、タラワ		

◎下記地域については、応募状況により機上遥拝等を実施する場合があります。
①西部ニューギニア（ワクデ島、ダンケン、トル川、サルミ）
②東部ニューギニア（ソナム、マルジップ、坂東川、アイタペ、山南方面）
③ビスマーク諸島（タロキナ、ブイン、ムグアイ）

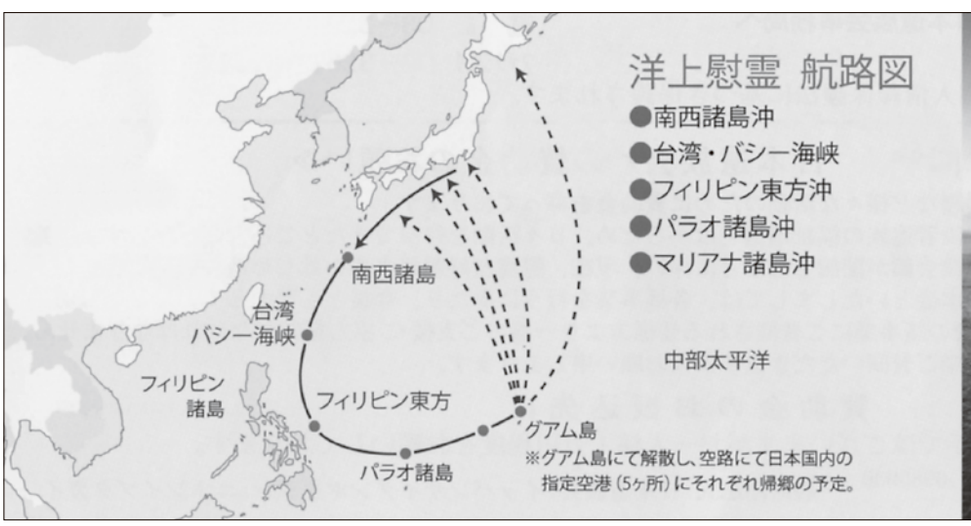

平成27年度厚生労働省主催
慰霊巡拝のご案内

この度、厚生労働省主催による平成二十七年度慰霊巡拝の事業概要が発表されました。親子、兄弟姉妹などご一緒に参加できますので、参加希望のご遺族は岡山県保健福祉課援護班（電話〇八六―二二六―七三二〇／直通）までお申し込み下さい。

▼実施地域・日程等
事業概要表のとおり。
実施地域内の巡拝地等の詳細については援護班へお問い合わせ下さい。
※慰霊巡拝事業であることから、実施地域の慰霊巡拝地は可能な範囲内で参加ご遺族の関係地により決定されます。

▼参加資格
実施地域における戦没者遺族（配偶者、子、兄弟姉妹、孫、甥、姪及び子・兄弟姉妹の配偶者）で、長途の旅行及び現地の気候風土に耐えられる方。
※初めての参加者が優先され、過去五年以内に本事業に参加された方は原則として再度の参加は認められません（定員に満たない場合は参加が認められることもあります）
※子・兄弟姉妹の配偶者は夫婦での参列に限ります。

▼参加費用
参加者には国家公務員等に関する法律等に基づき算出された旅費（外国及び国内旅費）の三分の一を補助。

平成27年度慰霊巡拝事業概要

	実施地域	実施予定時期	実施期間	募集人員	申込締切	概算所要額(円)
1	ザバイカル地方	8月18日(火)～8月30日(日)	13日間	15名	5月15日(金)	300,000
2	イルクーツク州	8月23日(日)～9月1日(火)	10日間	10名	5月22日(金)	350,000
3	ハバロフスク地方、ユダヤ自治州	8月30日(日)～9月8日(火)	10日間	15名	5月29日(金)	280,000
4	沿海地方	9月29日(火)～10月6日(火)	8日間	15名	6月26日(金)	230,000
5	ウズベキスン	10月15日(木)～10月23日(金)	9日間	10名	7月17日(金)	220,000
6	中国東北地区	9月3日(木)～9月12日(土)	10日間	10名	6月5日(金)	270,000
7	東部ニューギニア（1班）	9月26日(土)～10月3日(土)	8日間	20名	6月19日(金)	370,000
	東部ニューギニア（2班）					420,000
8	インドネシア（1班）	10月15日(木)～10月23日(金)	9日間	15名	7月10日(金)	320,000
	インドネシア（2班）					310,000
9	硫黄島（第1次）	11月10日(火)～11月11日(水)	2日間	100名	8月3日(月)	20,000
10	北ボルネオ	12月3日(木)～12月10日(木)	8日間	15名	9月4日(金)	240,000
11	パラオ	1月26日(火)～2月3日(水)	9日間	15名	10月16日(金)	200,000
12	フィリピン（1班）	2月17日(水)～2月26日(金)	10日間	60名	10月23日(金)	230,000
	フィリピン（2班）					240,000
	フィリピン（3班）					290,000
13	硫黄島（第2次）	2月23日(火)～2月24日(水)	2日間	80名	11月9日(月)	20,000

※実施時期、期間等は、相手国の都合等により変更することがあります。
※概算所要額はモデルルートのおおよその目安です。所要額の3分の1の額が補助されます。

推薦を受けて

日本遺族政治連盟 参議院議員候補者

日本遺族会顧問
参議院議員
水落敏栄

ご遺族の皆様には、お元気でお過ごしのことと拝察いたします。かねてより格別のご厚情を賜っておりますこと、衷心よりお礼申し上げます。

さて、この度、日本遺族政治連盟・都道府県本部長会議において、平成二十八年七月の参議院議員選挙に、遺族会代表として、私、水落敏栄を引き続き擁立することをお決めいただきました。浅学非才な私ですが、組織としてご決定いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

自由民主党においても、比例代表選出議員は七十歳定年制というものがございましたが、遺族会のなりたち、構成、その社会的意義に鑑み、特例としてお認めいただきましたこともご報告させていただきます。

全国のご遺族皆様のご支援を賜り、国会にお送りいただきましてから、早いもので十年九ヶ月が経過しました。この間、妻の特別給付金の継続、ご遺骨の帰還促進の為の議員立法など、ご遺族皆様の処遇改善等に加え、文部科学大臣政務官、二度の参議院文教科学委員長を拝命し、教育、文化の振興等にも携わらせていただきました。

中でも思い出深いのが、国会に送っていただいた平成十六年末と昨年平成二十六年末に行われた二度の特別弔慰金の継続運動です。正に組織の存続を賭けた戦いでした。各県の一年分の予算規模額と同額という高額予算に、緊縮財政下の予算折衝は難航を極めましたが、尾辻会長、古賀元会長はじめ、自由民主党の遺家族議員協議会の先生方の後押しと遺族会の皆様の力を結集して継続、増額を勝ち取ることができ、本当に良かったと思っています。

遺族会の今後最大の課題は後継者の育成です。組織の中核を担っていただいた戦没者の妻の平均年齢は九十五歳、私達遺児も七十歳を超え組織の高齢化は否めません。戦後一貫して恒久平和を希求し活動してきた尊い組織を次の世代へ繋げることは我々遺児の使命であり、私は孫、曾孫の会の組織化に力を尽くして参ります。そして、私たちのような遺族を二度と作らないために、遺族の声を国政に届け続け、平和の灯を守り続ける覚悟でございます。

これから厳しい後援会活動が始まります。期間は実質一年余りです。各都道府県遺族政治連盟、そして全国のご遺族皆様には物心両面にわたってご苦労をおかけいたしますが、皆様のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

《水落氏の現在の役職》
＊自由民主党戦没者遺骨帰還に関する特命委員会委員長、＊参議院文教科学委員長、＊遺家族議員協議会事務局長、＊みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会事務局長、＊日本遺族会顧問、＊自由民主党組織運動本部長代理等

水落氏にご支援を

日本遺族会会長
参議院議員
尾辻秀久

全国のご遺族の皆様方におかれましては、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、来年の夏頃予定されております次期参議院議員選挙につきまして、遺族会から独自の候補者を擁立するかどうか、これまで慎重に審議を重ねて参りましたが、この度、日本遺族政治連盟の都道府県本部長会議において、第二十四回参議院比例代表選挙に、本会唯一の代表として顧問の水落

平成27年４月吉日

ご遺族様

岡山県戦没者顕彰会会長　小田　圭一

謹啓　新緑の候　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例の岡山県戦没者春季慰霊祭を下記により執り行いますので、万障お繰り合わせのうえご参列下さいますようご案内申し上げます。

なお、東山電停より護國神社の間を、無料バスにより送迎を行いますので、多数ご参列下さいます様お願いいたします。

敬具

記

１．日　　時　５月５日㈫10時～11時30分（雨天に拘わらず執行）
※５月６日㈬は護國神社春季慰霊大祭が10時から執り行われます。

２．祭　　場　岡山市中区奥市３－21　岡山県護國神社

３．奉納行事

５月５日	５月６日
備中神楽（午前９時から／舞楽殿）	備中神楽（午前９時から／舞楽殿）
吉備舞　華道展	詩　吟　吉備舞
詩吟舞	華道展　銃剣道

１．神社前広場は大変混雑しますので、ご参拝の際は市内電車・バス等、公共交通機関をご利用下さい。

２．公共交通機関を利用してご参拝の方は、下記により無料送迎バスを運行していますのでご利用下さい。
＊運行区間　東山電停 ～ 表参道鳥居前 ～ 護國神社間
＊運行時間　午前９時～12時（約10分間隔）

３．ご参列の方には１人に１個、記念品を差し上げます。

４．ご希望の方には後楽園及び博物館入場券（５、６日のみ有効）を差し上げます。

５．参列に際しましては、祭儀終了時まで会場にご臨席いただきます様お願いいたします。

敏栄現参議院議員を全会一致で推薦することに決定しました。

全国のご遺族のご支援をいただき、現在参議院議員として二期目を勤めさせていただいておりますが、皆様方の代表としてその期待に応えるべく、国政の場において英霊顕彰をはじめ戦没者遺族の処遇改善、遺骨収集等に全力を傾けております。

遺族会一筋に歩んでこられた水落氏でございますので、これまで培った経験と実績を生かし、遺族会に山積する懸案事項の解決に多大なる貢献を果たしていただけるものと信じております。

四年前の大震災以来、遺族会を取り巻く状況は大きく変わりましたが、今後の遺族会のあり方を考える意味でも、来る参議院議員選挙においては何としてでも水落顧問の必勝を期して、私も皆様方と共に全力で戦い抜く所存でございます。

全国のご遺族皆様の、一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

追悼の言葉

笠岡市神島　酒井晴毅

お父さん、晴毅です。

この度、日本遺族会のお世話をいただき、そして良き仲間に出会って日中友好親善訪問団に参加することができました。

お父さんに一度もお会いすることなく、今日になってしまいました。七十年余りの長い年月でしたが、あなたが眠るこの地・中華人民共和国にやって参りました。

一度はおやじの死んだ所に行ってみたいと思いながらも、日々の生活に追われ、今日まで来ることが出来ずに七十年が経ってしまいました。お父さん、お許し下さい。そして、今日だけは思いっきり言わせて下さい。今日まで一度も言うことのなかった「おやじ」と。

毎日毎日、遠くに海の見える丘で、首を長くしてお父さんの帰りを待っていたお母さんは、お父さんが亡くなったその年の九月、病のために亡くなりました。成人するまで祖母の手で育ちましたが、お父さんとお母さんが天国で見守ってくれていると、何時も思っておりました。

その後、周囲の方々のお陰をいただき、元気に四十年間、笠岡市役所に勤めることが出来ました。今も感謝しています。その恩返しと思い、市役所を退職後は地区長をお受けし、地域の発展のために頑張っています。子供たちも立派に成長し、今では孫たちに囲まれて楽しい日々を過ごしております。

この地に立ち、父と共に眠られるご英霊を想うとき、胸が張り裂ける思いです。今日の日本の平和と繁栄を築くため、大きな犠牲があったことを、今に生きている私たちは決して忘れず、世界の人たちが幸せになるよう頑張っていこうと心あらたにしています。お父さん、どうぞ安らかにお眠り下さい。

平成27年3月26日

※酒井さんは、平成二十七年三月二十一日から同二十八日の日程で行われた「戦没者遺児による慰霊友好親善事業・日中友好訪問団」に参加され、山東省済南方面で追悼の言葉を捧げられました。父上が亡くなられた中国

済南市の宿舎で執り行われた慰霊祭で、父に語りかける酒井さん（３月26日）

遺族会の動き

平成二十七年四月行事表

3日　御創立記念日祭・崇敬会祭・世話人会（県護國神社）
8日　岡山市津高遺族会総会（岡山市内）
岡山県ビルマ会春季大祭（岡山市・蓮昌寺大仏殿）
岡山市瀬戸遺族連合定期総会（瀬戸公民館）
12日　津山市遺族連合会総会（津山市総合福祉会館）
15日　新見市上市地区戦没者慰霊祭（県護國神社）
16日　岡山市西大寺遺族連合会役員総会（西大寺公民館）
和気郡和気町佐伯地域戦没者招魂祭（学び館「サエスタ」）
18日　真庭市月田地区戦没者慰霊祭（月田・善光寺）
19日　岡山市南遺族連合会総会（岡山市妹尾地域C）
20日　津山市高野地区戦没者慰霊祭（県護國神社）
倉敷市護國神社大祭（阿智神社境内）
21日　靖國神社春季例大祭（靖國神社）23日まで
22日　岡山市瀬戸遺族連合会靖國団参（東京方面）一泊
和気郡和気町和気地域戦没者慰霊祭（和気町総合福祉C）
24日　都窪郡早島町戦没者追悼式（早島町中央公民館）
25日　津山市佐良山地区戦没者慰霊祭（佐良山忠魂碑）
29日　津山市二宮地区戦没者慰霊祭（高野神社境内）

平成二十七年五月行事表

2日　岡山市西大寺遺族連合会女性部総会・母に感謝する会（玉野市内）
3日　聖比島観世音菩薩恒例祭典（最上稲荷山妙教寺）
4日　県護國神社合祀祭（県護國神社）
5日　岡山県戦没者春季慰霊祭（県護國神社）
6日　岡山県護國神社春季例大祭（県護國神社）
7日　岡山県連盟女性部会議（いさお会館）
13日　日遺女性部会議（旧九段会館）
15日　瀬戸内市遺族連合会役員会（牛窓町公民館）
倉敷市遺族連合協議会総会（倉敷市役所）
18日　倉敷市倉敷遺族連合会総会（倉敷市役所）
19日　井原市戦没者追悼式（井原市民会館）
21日　日遺第７回理事会（靖國会館）
22日　日遺政理事会（靖國会館）

平成二十七年六月行事表

2日　日遺第３回評議員会（靖國会館）
8日　日遺第８回理事会（靖國会館）
日遺政理事会・総会（靖國会館）
9日　終戦七十周年慰霊大祭（靖國神社）
日遺事務局長会議（旧九段会館）
19日　日遺政都道府県本部事務局長会議（旧九段会館）
23日　美作地区戦没者招魂祭（津山雇用労働C）
沖縄平和祈願慰霊大行進（沖縄県）